

# 京都府議会議員一般選挙

投票日は

投票時間は

## 4月10日(日)

## 午前7時～午後8時

### ■ご注意ください

4月10日(日)の投票日には、次のことに注意してください。

- (1) 投票時間は、午前7時から午後8時までです。
- (2) 投票所へは、「入場整理券」を忘れずに持ってきてください。入場整理券を忘れたり、紛失されたときでも投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。
- (3) 投票所で本人確認のため、誕生日日をお聞きしますのでご協力ください。
- (4) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所(入場整理券の表に書いてあります)をもう一度確かめてください。投票所の位置は、裏面の地図でご確認ください(入場整理券にも投票所の地図を同封してお届けしています)。
- (5) 手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方は、点字投票ができますので、投票所の係員にお申し出ください。

※代理投票された場合でも投票の秘密は守られます。

### ■ご利用ください 期日前投票

## 4月2日(土)～4月9日(土) 午前8時30分～午後8時

4月10日(日)の投票日にレジャーや用務または病気やお産などのため、投票できない方は、前もって「期日前投票」ができます。

●場所/向日市役所本館 東棟 会議室

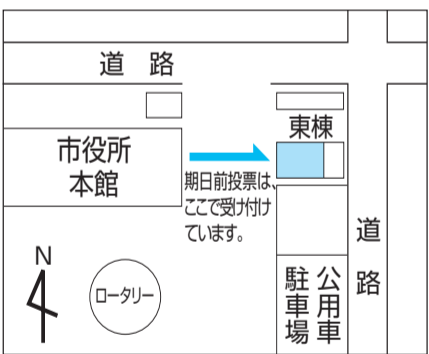
※投票用紙を直接投票箱に投函していただけます。

※期日前投票をされる際には、期日前投票宣誓書への記載

が必要となります(期日前投票宣誓書は期日前投票所にあります)。

また、市ホームページからもダウンロードできます。

※期日前投票をされる方は、入場整理券を持ってお越しください。



### ご確認ください 入場整理券

今回の選挙から、  
入場整理券が変わります。

今回の選挙から入場整理券が従来の横向きから縦向き(下図)に変わりますので、ご注意ください。

なお、入場整理券は、世帯ごとに取りまとめ、封筒で郵送します。

▶入場整理券

### 選挙公報

選挙公報は、朝日、京都、産経、毎日、読売各新聞の朝刊に折り込んで、皆様のご家庭に配布します。

これらの新聞を購読されていないご家庭で、「広報むこう」の直接配送の届出をされていない方は、市選挙管理委員会までご連絡ください(電話でも可)。

また、新聞折り込み日以後に公民館やコミセンなど市内15か所の公共施設(下表)に、直接取りに行ってください。

#### ■選挙公報を置く施設■

施設の名称	所在地
向日市役所	寺戸町中野20
向日市民会館	寺戸町中ノ段17-1
物集女公民館	物集女町中条26
寺戸公民館	寺戸町初田18
森本公民館	森本町前田6-7
鶏冠井公民館	鶏冠井町御屋敷26
上植野公民館	上植野町西小路15
物集女コミュニティセンター	物集女町北ノ口33
寺戸コミュニティセンター	寺戸町山縄手11-3
西向日コミュニティセンター	上植野町御塔道7-5
向日コミュニティセンター	向日町南山3-3
上植野コミュニティセンター	上植野町桑原1-3
鶏冠井コミュニティセンター	鶏冠井町上古8-8
向日市民体育館	森本町小柳23-1
向日市民温水プール	鶏冠井町上古8-1

あなたの一票大切に。



### ■郵便で不在者投票をする制度があります■

郵便等による不在者投票の対象者

	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症	—
両下肢・体幹・移動機能	1級または2級	特別項症から第2項症	—
肝臓の障害	1級から3級	特別項症から第3項症	—
免疫の障害	1級から3級	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

※制度を利用するには、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙を請求する必要があります。投票用紙の請求は4月6日午後5時(必着)までです。お早めにお問い合わせください。

### ■京都府議会議員一般選挙の投票ができる方■

年齢要件	平成3年4月11日以前に出生の方
住所要件	引き続き3か月以上京都府の同一の市町村の区域内に住所を有する方

#### ●向日市へ転入された方

平成22年12月31日以前の届出	向日市で投票できます。
平成23年1月1日以後の届出	注1 京都府内から転入された方は、前住所地の市町村で投票できます。 京都府外から転入された方は投票できません。

#### ●向日市から転出された方

平成22年12月31日以前に新住所地に転入の届出	京都府内へ転出された方は、新住所地の市町村で投票できます。
平成23年1月1日以後に新住所地に転入の届出	注2 京都府内へ転出された方は、向日市で投票できます。 京都府外へ転出された方は投票できません。

※注1・2の方は、新住所地の居住証明書が必要です。ご注意ください。

#### ●向日市内で転居された方

平成23年3月24日以前の届出	新住所の投票区で投票できます。
平成23年3月25日以後の届出	旧住所の投票区で投票できます。

選挙についてのお問い合わせ

向日市選挙管理委員会 ☎931-1111(内線510, 511)

■この選挙の投票速報(向日市分)は、インターネット向日市ホームページ(http://www.city.muko.kyoto.jp/)でお知らせします。■